

三保小学校教育ボランティア事務局 規約

【設置】

第1条 未来を担う子どもたちを健やかに育むために、学校、P T A (保護者)、地域が連携・協働し、学校教育および児童支援活動の充実と多様化の一層の推進を図るために 三保小学校教育ボランティア事務局 を設置する。

【名称・所在地】

第2条 名称は三保小学校教育ボランティア事務局とする。

所在地 神奈川県横浜市緑区三保町1867 横浜市立三保小学校内

【事業】

第3条 三保小学校教育ボランティア事務局は、次の事業を行う。

- (1) 学校教育ボランティアミーティングの開催
- (2) 学校教育ボランティア活動の企画・推進
- (3) 学校教育ボランティアの募集と活動の充実
- (4) 学校・地域コーディネーターの配置
- (5) 広報活動の実施
- (6) 前各号に掲げる活動のほか、学校教育ボランティアが必要と認める活動

【組織】

第4条 構成員は、学校関係者、P T A関係者、各種団体の関係者、学校・地域コーディネーター等で組織する。

【構成員】

第5条 学校教育ボランティア事務局には、以下の担当を置く。

代表1名、副代表1名、会計1名、会計監査1名、ほか委員。

【任期】

第6条 構成員の任期は、選任の日からその属する年度末までとする。ただし、欠員を生じた場合の補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

【会議・組織】

第7条 学校教育ボランティアミーティングは1年に1度、代表が招集する。ただし、3分の1以上の委員から要請があった場合には、臨時に開催しなければならない。また、開催の必要があると代表が判断したときは、臨時に招集することができる。

学校教育ボランティアミーティングでは、以下の事項を審議、決定する。
予算及び決算、規約の改廃、その他重要な事項

【庶務】

第8条 学校教育ボランティア事務局の庶務は三保小学校内に置く。

【個人情報等】

第9条 学校教育ボランティア事務局の構成員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。

【設立年月日】

第10条 本事務局の設立は平成25年4月1日とする。

【その他】

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は学校教育ボランティア事務局の代表者が別に定める。